

役員および評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第5条第13号及び公益財団法人集団力学研究所（以下「この法人」という）定款第12条（評議員の報酬等）及び第26条（役員報酬等）の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、定款第12条および第26条の規定に基づき評議員および役員の職務執行の対価として報酬の支給を行わない。

- 2 評議員会および理事会の出席等に関しても、無報酬とする。
- 3 評議員および役員の退職に当たっても、退職金等の支給は行わない。

(費用の弁償)

第4条 この法人は、役員および評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

本規程は、公益財団法人の設立の登記日から施行する。